

平成30年司法試験結果に対する会長声明

- 1 本年9月11日に発表された司法試験最終合格者数は1525人であった。

司法試験受験者数は平成28年6899人、昨年5967人、本年5238人と、毎年約13%減少しているにもかかわらず、最終合格者数は、平成28年1583人、昨年1543人、本年1525人と1500人台を維持し続けている。

その結果、受験者に占める合格者の割合は、平成28年22.9%、昨年25.9%、本年29.1%と急激に増加した。

- 2 司法試験は、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験」（司法試験法1条）である。上記判定を行う司法試験委員会は、司法試験受験者に法曹として必要な学識及びその応用能力があるか否かを厳正に行わなければならない。

2015年（平成27年）6月30日、法曹養成制度改革推進会議は、「法曹人口の在り方について（検討結果取りまとめ）」において、司法試験最終合格者数を年間1500人程度は輩出すべきとする方針を決定する一方、「新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの取りまとめは、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。」とし、質の確保が合格者数1500人維持に優先することを明らかにした。

しかるに、司法試験受験者数が年々減少しているにもかかわらず、最終合格者数1500人台を維持した本年の司法試験結果は、質の確保より1500人目標を優先したと強く推認されるものである。

- 3 新人弁護士の給与水準の低下、就職難を背景とした固定給のない採用形態（ノキ弁）や司法修習修了後の即時独立（即独）が増加するようになって久しいが、各種統計上、弁護士全体の収入も大幅な減少傾向にあり、問題は新

人のみに留まらない。

法曹の大多数を占める弁護士の職業としての魅力は年々低下しており、有為な人材が法曹界を敬遠する傾向に歯止めがきかなくなった。本年度の実施が見送られた法科大学院適性試験は、平成15年度の開始から昨年度まで受験者数は大幅に減少し、法科大学院の入学者数も平成18年度の5784人をピークに一貫して減少しており、今年度は僅か1621人であった。優れた人材が供給されず、試験による選抜機能も働かなければ、弁護士の質の低下は必至である。

4 このような質の確保に対する懸念に目を瞑り、1500人も合格者数を確保すべき事情はなく、むしろその弊害が大きい。平成19年から平成25年まで毎年2000人を超える司法試験合格者を輩出し続けた結果、弁護士数は既に過剰となっている。前記弁護士の職業としての魅力の低下は、端的に言えば需要と供給のバランスが崩れたことによるものであるが、今後当分の間、高齢による弁護士の自然減は毎年500人程度であるから、1500人合格はより一層需給バランスを失わせることになる。

5 当会は、2011年（平成23年）2月10日の定期総会において、司法試験合格者数激増によって生じた様々な歪みと弊害を是正すべく「司法試験合格者を1000人以下に減員すること等を求める決議」をした。その後、毎年の最終合格者数の発表を受けて、1000人以下に減員するよう求める会長声明を繰り返し発してきた。

今後も更に1500人も合格者を輩出することは、質的側面、量的側面いずれからみても到底許容することはできない。

6 よって当会は政府に対し、改めて司法試験合格者数を1000人以下とするよう強く求める。

以上

2018年（平成30年）10月15日

千葉県弁護士会

会長 弁護士 徳彦

